

官民競争入札等監理委員会
第 60 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 60 回 官民競争入札等監理委員会 議事次第

日時：平成 22 年 5 月 26 日（水）16:30～18:08

場所：中央合同庁舎第 4 号館 12 階 1214 特別会議室

1. 公共サービス改革基本方針改定の方向について
2. 実績評価（案）について
 - ・ 科学技術研究調査
 - ・ 情報処理技術者試験事業
3. 国立大学法人分科会開催報告について
4. 国民年金保険料収納事業の評価審議状況中間報告について
5. 公共サービス改革基本方針改定案について【非公開】

<出席者>

（委員）

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、樫谷委員、片山委員、小林委員、
前原委員、吉野委員、渡邊委員

（政府）

大塚副大臣、田村大臣政務官

（事務局）

藤岡内閣府審議官、松山政策統括官、佐久間事務局長、上野参事官、
森丘参事官、山西参事官、山谷企画官

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、「第 60 回官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。本日は内閣府の政務三役として、公共サービス改革を御担当いただいております大塚副大臣、田村大臣政務官に御出席いただいております。

審議に入りたいと思いますが、議題は議事次第のとおりであります。なお、本日の議題として予定しておりましたキャリア交流プラザ事業の実施要項案につきましては、厚生労働省内での付議の手続が本日までに整わなかったということで、議題から外すことにいたしました。

また、議題 5 につきましては、委員同士による率直かつ自由な意見交換が必要であるということで、当委員会運営規則 5 条の規定に基づきまして、会議を非公開ということにいたし、後日、議事要旨を公開することにいたします。

それでは、最初の議題であります。これは公共サービス改革基本方針改定の方向についてというものであります。大塚副大臣より御説明がございます。

○大塚副大臣 お疲れ様でございます。委員の皆様方にはお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

今日は第 60 回ということで、大変な回数を積み重ねていただきまして、また、各年度で実績を上げていただいて、ここまで来ているわけですが、法の規定に基づきまして、毎年度この公共サービス改革基本方針をつくることになっております。大体これまで 6 月につくってきたわけですが、今年もその時期がまいりました。事務方の皆さんとしては原案的なものをとりあえずつくっていただいたわけですが、改めて今日は私の方から委員の皆様方に少しお諮りをしたいと思ひまして、最初の議題になっております。

お手元に私のクレジットで「『公共サービス改革基本方針』について」というペーパーがございます。読んでいただければわかるようにはなっておりますが、一応朗読をさせていただきます。この基本方針の今年度版の策定に当たり、以下のような考え方で臨んではどうかという提案でございます。

まず、昨年度版に関する私の個人的な所見でございます。まず初年度の内容をベースにして、最小限の修正を重ねて、昨年度版までに至っていると思っております。

もっとも、よく読みますと法律の内容の繰り返しの基準になっている部分が多うございまして、そういう部分については、基本方針としての付加価値は乏しいと感じております。

本来、法律の内容に付加するような具体的指針等を盛り込むことによって、基本方針としての存在意義が深まります上に、閣議決定をする意味も増してくると感じております。

また、この基本方針に過去の実績とか経験等を踏まえた内容を累次盛り込んでいくことで、基本方針として毎年バージョンアップすることが可能となるし、意味もあると感じております。

更には、この基本方針が各省庁の業務の臨む姿勢に影響を与えるような内容であることが望ましいし、そうであるからこそ閣議決定をする意味もあると思っております。

以上のような視点に加えまして、今年度版については政権交代に伴う変化や今年の夏以降の新たな方向性を加筆して、公共サービス改革法に基づく諸業務、諸業務というのはこの監理委員会もそのうちのひとつでございますが、再スタートを切る上での基調ペーパーとすべきであると個人的には

思っております、御提案を申し上げる次第です。

あくまで案でございますが、今、事務方の皆さんにもしっかりスケルトンを考えるように指示しておりますが、私の現時点でのイメージとしては、改革の意義及び目標は法律の規定に基づいて書かなくては行けません、やはり過去のレビューがあるべきであろうと。実績と評価。今後の行政サービスの在り方と今後の視点。そして、公共サービスの実施主体に臨む基本姿勢。

3番目は、これも法律の規定に基づいているわけでありましたが、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針。

4番目には、毎年度つくるということは、今年度はどういう重点方針で臨むのだということとは当然あってしかるべきであろう。そして、行政刷新会議との連携をどうするかということでもあります。

1枚めくっていただきます。改めて法律をよく読んでみますと、まずこの基本方針の根拠となっております公共サービス改革法の第7条では、その2項に「次に掲げる事項を定めるものとする」とありまして、ごらんのような号があります。

8号まで読んでいただくと、8号は要するに7号までに掲げるもののほか「競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項」というオールマイティーな号がちゃんとあるわけでありまして、実はこの基本方針には何ら制約はないということでもあります。そのことを改めて認識をし、有効活用すべきではないかと思っております。

また、その上に、ここで言う公共サービスとは何かということは第2条に規定されているわけですが、第2条4項1号のホを見ますと、「国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務」と規定がありまして、これはよくよく考えてみると事業仕分けと密接な関係があります。つまり、この公共サービス改革法に基づいて、監理委員会も関与していただいて、例えばこの改革の基本方針の中に、この2条に基づいて、2条4項1号のホに該当する業務であるとくり出して閣議決定をされると、それは事実上、事業仕分けをしていることと同じ効果があるわけでありまして、そういうアプローチもあるだろうなという私なりの問題意識であります。

今後、枝野大臣を交えての政務三役会議で議論をさせていただきますが、今、申し上げましたような問題意識に基づいて、今年度の公共サービス改革基本方針については全面刷新をさせていただきたいと思っております。ついては、もしこの後、御議論をいただいて、この方向で御了解をいただければ、特に1ページ目のスケルトンのところをごらんいただいて、過去のレビューについては委員の皆様方におかれましても、いろいろ盛り込むべきであるとお感じになっていることが多々あるかと思っておりますので、委員の皆様方からも情報収集をさせていただいて、それを十分に反映した内容にさせていただきたいと思っております。

以上、私からの御説明を終わらせていただきます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見等がございましたら、自由にお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。前原委員、どうぞ。

○前原委員 大賛成です。よろしくお願ひします。私も前からそう思っていたのですけれども、各省から出てくるというやり方では進みませんね。副大臣に大賛成です。頑張ってください。

○落合委員長 ほかにございせんか。渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 私も、御説明をいただいたスケルトン案が非常に具体的なところに踏み込んでいられる大前提になるのではないかと期待して、生意気なようですが、賛成させていただきたいと思えます。

特に、公共サービス改革基本方針の改定案の前提になる、これまでどうだったのかというところが、具体性を持って、こういう点は達成した、こういう点は達成していないという結果と達成できなかった理由を分析した上でないと、次のステップで何をやるかがわからないことになるというところがあって、そこを是非、次の施策に結び付くような形でのレビューがお願いできればと思えます。

○落合委員長 ほかにございますでしょうか。逢見委員、どうぞ。

○逢見委員 私も副大臣のスケルトン案に基本的に賛成したいと思います。我々もどちらかというところ、今まで別表の中身をどうするかという議論が中心で、一旦つくった基本方針の本文の方は余り大幅な見直しもやってこなかったわけですが、おっしゃるように過去をレビューし、そして、その中で今年度はどういうふうにやっていくかをきちんと頭のところで書いておくということは、メッセージ性としても必要かと思えますので、ちょうど一つのタイミングとして、今までとは違うバージョンをつくっていくということは意味があるのではないかと思います。

○落合委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。

○大塚副大臣 事務局に聞きたいのですが、例えば公共サービス改革基本方針には監理委員会がどういうふうに関与していくかということも、考え方によっては書き込めるわけですね。書き込んだ場合に、この監理委員会は法の38条に基づくと、内閣総理大臣または内閣総理大臣を通じて関係する国の行政機関等の長に対して必要な勧告をすることができると書いてありますが、勧告は過去に何度もしていますか。

○佐久間事務局長 ないです。

○大塚副大臣 ないとすれば、これはやはり勧告をするべきでありますし、勧告に基づいて講じた措置については、内閣総理大臣及び行政庁から、この委員会に対して通知をするという義務がかかっておりますので、この基本方針に今後、この勧告権をしっかりと行使をしていくのだということも、現時点では、私は書き込むべきだと思っておりますので、そういうことも含めて、一度原案を御提示させていただきたいと思えます。

○落合委員長 勧告権につきましては、当委員会も発動しなければいけないかと何度か考えたケースがありました。しかしそれは伝家の宝刀でして、抜いた方がいいが、それに対して当該府省が応じなかった場合はどうなるだろうかという問題がありまして、やはりここは政治のリーダーシップが非常に強力な後ろ盾であるということであれば、我々監理委員会としても勧告権の行使に積極的に向き合っていきたいと考えますので、今、大塚副大臣からお話がありましたけれども、その点について非常に力強いお言葉があるわけなので、我々としても勧告権の行使にちゅうちょしないでやっていきたいと考えております。

それでは、ほかに御意見がないようでしたら、この議題につきましては、これで終了ということにしたいと思います。公共サービス改革基本方針という名前が付いている割には余り基本的な政策

目標というか、一種のマニフェスト的なものが従来は余り見えなかったという点は今、大塚副大臣が言われた通りであり、そのような内容にすることについて、各委員も賛成であるということでもありますので、そのような方向で監理委員会としても取り組みたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議事次第にあります2件の実績評価案ということで、科学技術研究調査、情報処理技術者試験事業について、それぞれ入札監理小委員会において審議をしてきたわけではありますが、本日はその審議結果を踏まえまして、実績評価案について御審議いただきたいと思います。

最初の科学技術研究調査について、内閣府の方から説明をお願いします。

○事務局 それでは、内閣府の方から、科学技術研究調査、総務省所管の調査でございますが、こちらの実績評価案について御説明をさせていただきます。

お手元の資料ですが、資料1が該当いたします。前段の3枚分、6ページまでが実績評価の案を書かせていただきました内容でございます。それ以降が総務省さんから御報告をいただきました実施状況の報告資料になってございます。

こちらの事業につきましては、18年度まで総務省さんの方が自ら調査を実施していただきました。19年度から市場化テストの対象ということで、統計調査では一番最初に市場化テストを導入した事業ということでございます。

19年度は1年間の事業ということでやっていただきまして、次の事業は20年度から3年間の事業ということで、今回、評価としましては20年度と21年度の実施状況を踏まえまして、評価ということでさせていただきますと思います。こちらの評価の内容につきましては、23年度以降の事業について反映いただければということで考えてございます。

初めに概略でございますが、この調査の対象は企業、公的機関あるいは大学等といったところで、1万8,000の客体が対象となっております。こちらを対象に研究の内容、研究に従事している者の人数、研究費の額といったものの内容を把握させていただいて、毎年郵送により調査をしているものでございます。今回の事業の委託範囲としましては、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収、照会対応といったところが委託範囲となっております。

それでは、評価の内容でございますが、資料1の2ページ目をおめくりいただきまして、対象公共サービスの質を設定させていただいております。統計調査については回収率を設定させていただいておりますが、下の方に回収率、19年度の実績値、これは目標ということで入れておりますが、実施結果で20年度と21年度を置かせていただいております。客体の区分ごとに3つに分かれておりますが、この中の最初の「企業等」の20年度の結果は、こちらだけ目標である19年度の実績を2ポイント下回る形になってございます。ただ、21年度には民間事業者、20年度の実施状況を踏まえて、改善を講じていただき、回収率は79%と目標を達成できているということでございます。

評価としましては、ほぼ達成できたということで評価をさせていただいておりますが、具体的にどんな改善策があったかという点につきましては3ページ目の方になりますが、下の方に表を入れてございます。「○目標達成に向けた取組」がでございます。こちらの1点目で、調査票の到着確認

と協力依頼を併せて電話連絡により行ったというところがございます。こちらは20年度には実施していない内容でございまして、こちらを実施していただくことによりまして、その上の方に表が付いております基準日、6月30日時点の回収率が書かれておりますが、こちらの太線のところを見ていただくとわかるのですが、「企業等」のところは20年度が30%だったものが、21年度が37%ということで、初期段階からスムーズな調査費の回収ができたということでございます。

実施軽費について説明をさせていただきたいと思っております。5ページになります。こちらは下の方に「(2) 実施軽費」ということで、今回の事業は3年間ということで、3年間の落札金額としましては5,250万円ということになってございます。こちらの契約におきましては、郵送料につきましては単価契約、その他につきましては請負契約という形になっておりまして、この軽費の比較に当たりましては、該当年に国が支払った金額、従来の実施経費、19年度の経費でございまして、こちらとの比較をさせていただいております。

その支払額につきましては、20年度は1,570万、21年度が1,490万円ということで、平成19年度の実施経費に比べますと、20年度でいうと290万円、21年度でいうと366万円、2年間で合計しますと約655万円の経費が削減されているという結果になっています。数字の方は6ページの前段に表を付けております。細かくなっておりますが、こちらで整理をさせていただいております。

最後に「4 評価のまとめ」でございまして、基本的には、次回23年度以降の事業につきましても民間競争入札をお願いしたいと思っておりますが、何点が御留意いただいた上でお願いしたいということで、その後(1)～(4)の4点を記載させていただいております。

1点目が、サービスの質の設定、回収率の設定に関する部分でございまして、実はこちらの調査につきましましては、民間事業者自ら目標を設定いただく形になってございます。そのうちに督促回収率という目標設定を事業者の方にいただいております。こちらは先ほど御紹介いたしました基準日、6月末に置いてはありますが、この基準日以降、どれだけ督促をしていただいても回収してもらえないかという目標になってございます。基準日以降の回収、どれだけ頑張るかという目標につきましましては、当然全体の目標については、国、総務省さんの方で定めたものがございまして、こちらに向けて努力をすることになるかと思っておりますので、この民間事業者自ら設定いただく督促回収率については、再度その必要性を検討いただけたらどうか(1)でございまして。

(2)につきましましては、委託範囲の拡大という観点でございまして、調査関係用品の印刷という業務が委託範囲に入ってはございますが、実は調査票の印刷と一部除外されているものがございまして、こちらにつきましても、是非23年度以降の実施につきましましては、委託範囲に入れていただくということで、効率的な実施をお願いできるような形にできないかということでございまして。

3点目が未記入、誤記入の多い調査事項を総務省さんの方から報告いただいております。こちらにつきましましては、その正確な記入に必要な対応を民間事業者の方に貸与する照会対応事例集、あるいは客体の方にお配りする調査票の記入上の注意にしっかり反映していただいております。改善をしていただきたいということが3点目でございます。

(4)につきましましては、今回の報告をいただきました事業者の実施状況については、委託者である総務省さんの方で整理・蓄積をしていただいております。そういったノウハウを損失しないようにしてい

ただきたいというのが1点。

この次の事業において、更に民間事業者の工夫が可能となるように、今回報告をいただいた実施状況につきましては、しっかり次の実施要項の中で情報開示をいただきたいということ。先ほども申し上げた照会対応事例集につきましては、委託をしている中でもその実施内容あるいは民間事業者からの要望に対応をしていただきながら、事例集の改善は常に図っていただきたいということで、この4点を御注意いただければということで整理をさせていただいております。

内閣府からの説明は以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。続きまして、情報処理技術者試験事業につきまして、御説明をお願いいたします。

○事務局 情報処理技術者試験事業の実績評価について、内閣府より御報告させていただきます。

業務内容といたしましては、全国の支部のうち、四国支部及び沖縄支部が実施している、試験会場の確保、会場責任者、試験監督員の確保等の情報処理技術者試験業務について、民間競争入札を実施しております。

契約期間は、平成19年10月1日～平成22年12月31日までの3年3か月間、試験6回分の業務を委託しております。

受託事業者は、高松試験地が株式会社全国試験運営センター、那覇試験地は那覇商工会議所で、契約金額は資料2の1ページ一番下に記載されているとおりです。

2ページ目には、情報処理技術者試験事業において定められている業務に当たり確保されるサービスの質について記載されております。詳しく御説明いたしますと、会場は交通の便が良く、全受験申請者が収容可能な試験会場、余裕を持った座席配置、独立行政法人情報処理推進機構が作成したマニュアルに基づき、安全確保を第一とした試験運営を実施していただくなどをサービスの質として設定しております。

評価につきましては、3ページの「2 対象公共サービスの実施内容に関する評価」に記載しております。確保すべきサービスの質として定められている受験者全員を収容可能な試験会場の確保、余裕をもった座席配置を行っており、試験時間の遅延や不正行為は1件もございませんでしたので、確保すべきサービスの質は確保されております。

5ページ目「3 実施経費」につきましては、高松試験地は経費が実施前と比べ48%ということで、約半分くらい減少しております。那覇試験地につきましては101%と微増となっております。

高松試験地につきましては、支部業務者を常住させており、今回、情報処理技術者試験事業を委託したことにより、その支部を廃止しているため、これだけの経費が削減されております。一方、那覇試験地につきましては、既に支部業務を委託していたため、金額がほぼ同等となっております。

最後に「4 総括」について報告いたします。高松試験地と那覇試験地とも情報処理推進機構が実施したときと同様に、トラブルは1件も発生しておらず、設定された確保すべきサービスの質は達成できたと評価できます。特に、高松試験地につきましては、実施要項に記載のなかったeラーニング研修などを実施しており、試験事業を確実に遂行するための受託事業者の創意工夫も働いております。

高松試験地、那覇試験地は引き続き、民間競争入札を実施していくとともに、まだ民間競争入札が未実施の地方支部も平成 22 年 10 月から実施する他の試験地の実施状況等も踏まえつつ、民間競争入札を実施していく必要があると考えております。

内閣府からの報告は以上になります。

○落合委員長 ありがとうございます。以上の 2 件につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。小林委員、どうぞ。

○小林委員 最初の方ですけれども、民間事業者がやることによって効率化が達成できて、質も達成できるということですが、この官民競争入札のポイントは競争にあると思います。先ほど評価の一番最後に書き込んでいただきましたとおり、民間事業者が受けることによって、民間事業者ノウハウが蓄積してしまうのではなくて、それを発注者である総務省が把握して、次回の入札のときにも情報開示を十分に行うことを確保することは非常に重要なことで、その意味でマーケットが価格を決めていくのではなくて、あくまでも発注者側が情報を確保しておいて、それを次回にも十分な情報開示を行って、競争を高めていくことが必要であるということを確認したいと思いません。

最後の那覇試験地のところですが、5 万円ほどコストが高くなったということについて、もう少し説明をしていただけるとありがたいです。

○事務局 資料 2 の別紙の 7 ページの表 7 を御覧ください。沖縄試験地の試験会場は、ほぼ沖縄大学を利用しているのですが、平成 18 年秋期は、会場として沖縄大学が確保できなかったため、会場を 3 つに分散して、試験を実施しております。また、マニュアルには、各試験会場に責任者を必ず 1 名、副責任者を 1 ～ 2 名付けることと決められております。

8 ページの表 8 の毎年度の実施経費を御覧いただきますと、会場を 3 箇所借りたことによる人件費が増加したため、平成 18 年の実施経費は 345 万 7,000 円となっており、17 年、19 年に比べて実施経費が高くなっております。そのため、契約金額に比べ、従来経費の方が高くなったと考えられます。

○落合委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この 2 件につきまして、この内容で監理委員会としては異存ないということにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 異存ないということにしたいと思います。

次の議題であります。国立大学法人分科会開催報告です。本件につきましても事務局より御報告をお願いいたします。

○山西参事官 お手元に資料 3 として「国立大学法人分科会開催報告」というものがございます。この見出しでまず説明させていただきます。内閣府の方が今回、国立大学法人の調査を行ったレポートが、大部になりますけれども、3 ～ 7 ございます。これを説明するために 1. と 2. で簡単に説明させていただきたいと思えます。

まず、最初に 1 枚めくっていただきまして、国立大学法人の業務に関する評価といたしまして、

内閣府がその評価書を4月8日に発表する際に、これは特に副大臣の方にいろいろと御指導いただいたところでございます。

行政刷新（公共サービス改革）担当政務三役からの文書といたしまして、今回の評価を発表することは、特に3.「当委員会における刷新担当大臣の指示（平成21年12月10日）によって、新たに11分野への取組方針が示され、『国立大各法人施設の管理運営』等が見直しの対象に指定された。これを受けて、本年に入って以降、公共サービス改革推進室が国立大学の業務に関する調査を実施し、その評価結果について、当該委員会傘下の国立大学法人分科会による議論も踏まえ、今般、公表することとした」ということが書かれています。

なお、ここに5.といたしまして、本日も副大臣から御発言がございましたけれども「行政刷新会議の下では、過日、規制改革分科会がスタートしたが、当該委員会についても、公共サービス改革の推進に向けて、今後、新たな体制整備を念頭に置きつつ、所要の組織見直し等を行っていく予定である」ということが述べられております。

更に3枚ほどめくっていただきまして「国立大学法人分科会（官民競争入札等監理委員会）の開催について」というポンチ絵がございます。これに基づいて、簡単に説明させていただきたいと思っております。

この内閣府の方で評価書を発表したということにつきまして、田村大臣政務官、本田主査、前原副主査、文部科学省の方から徳永高等教育局長が出席する第8回の分科会が4月8日に開催されました。

1枚目の左側になりますけれども、評価結果といたしまして、国立大学法人86校の経営改善のスピードを速める必要がある。現状は国の行政機関が公共サービス改革法等により、施設管理等の経営の改善を行うのと比べて遅れている。更に施設管理業務の一般競争入札の導入、契約の複数年度化等を進めるべきである。3といたしまして、法人化後、各大学が少額随意契約の上限額を引き上げたが、中央省庁と同じ水準の100万円まで引き下げる必要がある。

4といたしまして、図書館業務についても切り分けて民間委託すべきということで、結論といたしまして、これは内閣府の大臣のコメントとしてでございますけれども「契約の複数年度化や包括化が進まない大学、少額随意契約の上限の是正が進まない大学への運営交付金の配分は、削減すべきではないか？今般の内閣府の評価結果を文部科学省、国立大学法人評価委員会が運営交付金の検討に反映するよう要請」という文章となったということでございます。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、本田主査、前原副主査より御発言があれば、お願いしたいと思います。

○本田委員長代理 ありません。

○落合委員長 前原副主査はありますか。

○前原委員 ありません。

○落合委員長 ほかに何か、この点につきまして、御自由に御質問、御意見をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。片山委員、どうぞ。

○片山委員 国立大学法人の方は、委員として伺うのは今の御説明だけです。今の山西参事官の説明以外に、国立大学分科会については何かまだありますか。

○山西参事官 今回の説明はこれ以上はございません。

○片山委員 私は少々気になっていることがあります。それは何かというと、一連のものをずっと見たときに、公共図書館などがかなり指定管理ということで外部化が進んでいます。国立大学の図書館も外部化をということで今、出ていました。

気になっていますのは、公共図書館の場合には、実は弊害がかなり出ています。外部化の内容にもよるのですけれども、司書という職が細切れの雇用になりまして、非正規になるわけです。実は本当は司書というのは図書館の中心的存在で、図書館という地域の知の拠点を担っていく人材ですけれども、これが短期雇用の非常に劣悪な環境で、官製ワーキングプアの対象に今なっています。それを見ますと本当に図書館のアウトソースがいいのかなという疑問がわくわけです。

一般の自治体立の公共図書館のアウトソースが進んでいる割には、大学の方が進んでいないということも理由にされるのであれば、今、一般の自治体立図書館の方でまずいことが出ています。ですから、そこは少し負の面をよく見ておいていただいた方がいいと思うわけです。国立大学の図書館のどういうところを切り分けて外部化するかにもよりますけれども、従来、自治体がやってきた指定管理者制度のようにはされない方がいいだろうということです。

実はその指定管理者制度は何年か前に地方自治法を改正してできたのですけれども、この意味は、休まず、遅れず、働かずという役所がやっていることを民間の力とか知恵とかを借りて、行政サービスの質を高めましょうということと、もう一つは経費の効率的使用に努めましょうということの2つがありますけれども、後者の方ばかりに重きを置いて、質の方はどうでもいい。安かろう悪かろうになってしまっている傾向があります。

その結果が司書のワーキングプア化ということになってしまっていて、今それが学校図書館にも及んできてまして、学校図書館も包括的に受託する業者が出てきました。学校図書館では先生たちが教育の一環として、子どもたちにどんな本を与えたらいいだろうかという選書という教員の仕事があるのですけれども、これももう全部パッケージで送られてくるようになって、楽になった。よかったよかったという傾向になっていて、本当にそれでいいのだろうかということが今、教育界で問題になってまして、私はこの図書館の外部化については、少し点検をした方がいいのではないかとこの危惧の念を持っています。

○落合委員長 御意見をありがとうございました。ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○大塚副大臣 今、片山先生がおっしゃってくださったことは、冒頭、私が御提案申し上げました改革の基本方針に毎年度、何を盛り込んでいくか。そして、この監理委員会として勧告権をどのように行使していくかということとも大いに関係がありまして、勿論、官民競争入札あるいは民間競争入札は積極的に活用して、まさしくこの法の目的に書いてありますとおり、経費をより節減すると同時に質を維持することも書いてあるわけでありまして、そういう観点から、例えば今回の国立大学の図書館がどうかは別にして、今、片山先生がおっしゃっていただいたような評価であったり、行政に対する勧告もあり得るのかなと。

勧告というのは、ある一方向をアプリアリにその前提にしているつもりはありませんので、そういうことをまさしく御議論いただいて、どのようなことを政府に申し伝えるかということだと思っております。

同時に今の話題に付随して申し上げれば、この国立大学法人の案件について、私自身は余り十分に熟知をしておりませんので、ピント外れなことを申し上げたら恐縮ですが、図書館という特定の業務ではなくて、国立大学全体の運営の効率化ということであれば、それはいろいろなアプローチの仕方があると思いますが、特定の業務を切り出してやると、まさしく今、先生がおっしゃったような面も出てくるかもしれないと思いますので、国立大学全体についてはどういうふうな議論があったのかということについて、何かもし情報があれば教えていただきたいと思います。

○落合委員長 本田主査、いかがでしょうか。

○本田委員長代理 国立大学法人とこの委員会とがどういう関わりをするかという基本的な問題があると思いますけれども、あくまでも独立法人にしてあるわけですから、基本的には大学の学長が経営を考えなければいけない。その際に、監理委員会としては、大学は、まさにできるだけ無駄な経費を削減して、本来の学問の質なり研究の質、レベルアップに使ってくださいという考えからですから、我々の方から云々ということを個別に言うのは、いかがなものか。

ただ、今回はかなりの回数の大学のヒアリングをやったりしまして、まだまだ大変に無駄なものが多いなど。ヒアリング時に、大学の本質的役割向上のために最終的に申し上げたのは、市場化テストを活用しなさいと。市場化テストなどがあるから活用して、できるだけ経費を削減しながら、本来使うべきところへお金を投じていただきたいと。

今、片山先生がおっしゃったように、まさに司書の問題とかいろいろとあると思います。これも最終的には大学の責任者が、大学の目的というものに照らして考えていくべき。監理委員会は、そのお手伝いができればいいなど。今回はヒアリングや、アンケートもかなりやりました。これが恐らく大学の経営を見ている人たちには、ある意味で参考になるのではないかと考えております。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、次の報告に移りたいと思います。国民年金保険料収納事業の評価審議状況中間報告であります。入札監理小委員会の方で評価の審議をやってきたわけですが、その審議状況に関する中間報告ということで位置づけられる議題ということですが、この点につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○山西参事官 資料4といたしまして、これは入札監理小委員会の公表資料となっているものですが、本件の途中経過といたしまして、内閣府から厚生労働省に出した質問の事務連絡とそれに対する回答を付けております。ただ、本件の御説明については、今回の委員限りの配付資料として、一番最後に資料Cが付いております。この19年度と20年度の国民年金保険料収納事業の評価で15～16ページのものをつけておりますけれども、これに基づいて簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず事業の概要でございますけれども、1～2ページ目。この収納事業について、19年度分が全体のほぼ3分の1、また20年度分がやはり3分の1。全体で312の事務所がございますけれども、

それぞれ3年、2年と実施いたしました。受託事業者の数は1ページと2ページの各年度のとおりでございます。契約金額がこのとおりで、業務に当たり確保されるべき達成目標といたしまして、それぞれ年金の現年度の滞納の保険料の収納状況。また過年度分の保険料の収納状況について、+0.6あるいは+0.4等というものが目標として掲げられていたということでございます。

この分析が2ページ目以降にございますけれども、要求水準の達成度といたしまして、(1)の①でございますけれども、いろいろ分かれておりますが総じて言いますと、未達成の事務所が非常に多い状況になっています。

3ページの②でございますけれども、民間委託を実施したところと社会保険庁や、今は日本年金機構がやっているところを比べたところでございますけれども、1.といたしまして、同じ期間で現年度分についての納付率を見ますと、民間委託をやったところよりも社会保険庁がやっていた事務の方が数字がよい。

更に納付特例の個別の状況を見ていきますと、3ページ目、電話と戸別訪問と文書で分かれておりますけれども、これがどういうことがわかるのかなと言いますと、民間委託をしたところと社会保険庁がやっていた事務を比べますと、電話は民間委託をやったところが非常に増えた。これは3ページの下のところでございます。戸別訪問を見ますと、社会保険庁がやっている部分が戸別訪問が多いということでございます。

4ページ目も同様のことがわかる中で、③といたしまして、納付月数はどういう状況であったのかを見ますと、民間委託を実施した部分。4ページ目の下の表でございますけれども、電話と戸別訪問は一緒ですが、それ以前の社会保険庁の数字を比べると、やはり社会保険庁がやっていたときの方が実績がよいということ。

5ページ目は、19年度分、20年度分で場所が変わりますけれども、同じような結果が出ていた。ただ、従来経費を見ますと、従来経費と比べて、19年度開始分は64.3%の減。20年度分は73.2%の減となっていたということでございます。

5～7ページ目で、その分析と民間事業者からのヒアリングの結果がございまして、そういう中で、現在の評価案について説明させていただきたいと思っております。

8ページ目の3の(1)の②になりますけれども、日本年金機構による本事業の19年度開始事業及び20年度開始事業の民間委託の結果並びに21年度の開始事業は達成目標が未達成のみならず、安値入札を助長し、保険料収納事業の具体的な実施方法の大半を受託民間事業者に丸投げしている状況であります。

公共サービス改革法の理念である質の維持、向上及び経費削減を実現する上で、日本年金機構の民間事業者への委託の管理は、安値入札により民間事業者の創意工夫を引き出す有効なものとはなっておらず、妥当性を欠いていると言わざるを得ない状況であります。

③は今まで少なくとも4回小委員会を開催していたということが述べられているところでございます。

更に9ページ目の④でございますけれども、「日本年金機構が現状のまま民間委託をする場合、公共サービスの達成水準を維持することが困難と考えられるため、それが妥当とは判断できないこ

とを内閣府公共サービス改革推進室は独立の評価機関としての立場から明らかにすることとした。そして、後記（３）に21年度事業の見直し、また後記（４）に日本年金機構の実施体制の強化、毎年度の収納対策の方針の是正、安値落札の是正、入札の評価の方式の変更、業務に当たり確保されるべき質（達成目標）の見直し等日本年金機構による本事業の実施に改善を要する事項を明らかにすることとした」としてまとめているところでございます。

参考資料が9ページ目にあるとおりですけれども、これは先ほどの分析とほぼ同様の内容が書いてあるわけですが、参考の表で見ていただくとおり、今回の評価の対象は19年度と20年度でございますけれども、更に21年度も比べてみますと、右側を見ますと従来経費との比較で、毎年35、26、15%と従来経費と比べて落ちていっている。これはやはり民間に委託するときに、具体的に委託する内容が余り具体的でないと、どんどん民間事業者が応札するときには金額を低くする競争にのみ陥ってしまうという結果が出ているのではないかと考えております。

内閣府からの説明は以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして、樫谷主査より御意見はございませんでしょうか。

○樫谷委員 今、山西参事官からお話があったとおりで、これはまだ中間で決まったわけではありませんが、非常に残念な状況になっております。国民年金という非常に重要な施策について、なぜこのような状況になったかについては、小委員会としても相当議論をいたしました。勿論、年金機構の方に来ていただいたり、あるいは厚生労働省の責任者の方に来ていただいて、相当議論をいたしました。先ほど御説明がありましたように、これまで4回開催いたしました。開催回数が多いのはいいのですけれども、5回、6回やっても同じことで、つまりまとまらないというのでしょうか。具体的なことになっていないということが極めて問題だと思っております。

委員としての指摘事項はたくさんありまして、例えば年金機構も厚生労働省も前回5月21日の入札監理小委員会で議論したときにも、22年度にまた10月1日から実施しなければいけないので早く手続を進めたいのだと。それはそのとおりでと思いますけれども、19年度、20年度の開始に関する事業に関する評価が解決されていないと我々は考えておりまして、これをそのまま22年度は時間がないからやりましょうと。やらないのも困るのですけれども、このままの段階で実施したら、また同じことが起こるだろうということです。

それから、もう既に実施している19年度、20年度は安値でやってしまったから、あと2年間は契約があるから、これはしょうがないだろうと。それでいいのかどうなのかというような問題もあると思っております。そういうようなところで、我々は当然、機構の実態を十分把握しているわけではございませんが、想像も含めて事務局も一生懸命考えていただいたり、委員の方もいろいろと知恵を出してやったのですが、どうもこのまま今のような状況の中で本当に22年度をやっていいのかどうかという根本的なことをまず考えております。

まず先ほど言いましたように、21年度の開始事業ですけれども、今回の評価の対象ではないが、昨年10月から実施されております平成21年度の開始事業の安値受注によって、民間委託によるものがうまく機能していないということが先ほどの御説明でも明らかです。そのために現段階から実

施方法の改善が必要と提言をしているのですけれども、厚生労働省とか年金機構からは現行の契約の枠内で何とかやりたいと。

枠内でやれば一番いいですけれども、とても難しいだろうと思っておりまして、それについて先日も議論したのですが、やむを得ないみたいな非常に消極的な意見しか出てこない。確かにその枠内でやらなければいけないのはよくわかるのですけれども、それは枠内は枠内として、別途何かをやらないと、このまま年金が集まらないというだけで、これは厚生労働省の問題ではなくて国民の問題だと思しますので、そこは突っ込んで議論をしましたが、何の回答も出てこないということでもあります。

あと安値受注を是正するための戸別訪問の委託方法も具体的にイメージをしないと、結局そのイメージをしなかったために、結果的に電話でいいのではないかと。電話で十分回収できるということで安値受注に多分つながったと思います。今回も具体的にイメージしてもらいたいという話をしているのですけれども、総合評価方式の除算方式から加算方式に変更をしますと。それで解決をしますということですが、果たして、それで本当に解決するのかどうなのかということもございます。

民間事業者に戸別訪問の人数とか回数とか接触率などを具体的に提示することが不可欠なのではないかということも提言をしております。厚生労働省及び年金機構からは、個別の具体的な要求をすれば、いわゆる偽装請負になるというわけです。それは偽装請負を誤解されているのではないかと思いますけれども、当然、年金機構は管理者ですから、いろいろと指導するのは当たり前です。それを偽装請負になるから何もしていませんというような回答になりまして、本当にがっかりしたということもあります。

要するに、彼らは個別的なことを言うと偽装請負になると。あるいは民間事業者の自由な創意工夫に反すると言うわけです。それはそれで言ったとおりにやれと言っているのではなくて、具体的にこうやったらどうですかということを中心に議論しながら、いい方向に向かっていかなければいけないと思っていますけれども、それも余りやっている節は、今までは少なくともなかったということでもあります。

日本年金機構からは今週新たに提出されました22年度の開始事業の実施要項案では、各年金事務所ごとに、戸別訪問の人を少なくとも2人以上を設置するということですが、何で2人以上なのか分からない。今まで30人くらいでやっていたところもあったわけです。2人以上置くというのは、何かアライバイ工作なのかどうか分かりませんが、それがなぜ2人なのか分からない。

したがって、もし民間事業者が本当に合理的な入札をしようと思うと、今までどうだったかとか、どういうことをやったことによって、どういう効果が上がったのかを少なくとも書いてもらわないと、勿論そのとおりにやる必要はないと思います。創意工夫でもっと違うやり方があればもっといいというのはあると思いますけれども、これだけでは民間事業者が訪問しなければならない訪問者の数、あるいは適正な水準の人員配置などを提案して実現することは困難ではないかなと思っております。それほどいろいろとございます。

今後のスケジュールとしては、小委員会の次回開催は6月4日を予定しております。本評価案と

ともに、本年10月から開始予定の22年度開始事業の実施要項案につきましても審議をいたしまして、次回6月下旬予定の本委員会で審議をお願いする予定をしております。日程がかなりタイトでありまして、6月中に議論するためには、年金機構によります22年度開始事業の実施要項案のパブリック・コメントを6月4日の小委員会終了後に直ちに行わなければいけないのですけれども、6月4日の小委員会にどのようなものが出てくるのかどうか。具体的なものが出てくれば、それはそれで十分ですけれども、出てこない場合、あるいは6月4日の小委員会で審議が尽くせないというような場合は、小委員会の議論が未了であるということなどを小委員会の見解を付すことを条件にして、パブリック・コメントを認めざるを得ないと考えておりますので、御理解をいただけたらと思っております。

以上であります。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。どうぞ。

○大塚副大臣 ありがとうございます。不勉強で恐縮なので、事務方に聞きたいのですけれども、冒頭、私がお配りしたペーパーで、委員の先生方も御覧いただければと思いますが、公共サービスとは何かということの規定している2条4項2号にも特定公共サービスと書いてあります。この特定公共サービスについては、法律では32条以下に規定されていて、職業安定法の特例、国民年金法等の特例、不動産登記法等の特例、戸籍法等の特例の4つの特例に関わる業務が特定公共サービスとして明記をされていて、今、御報告をいただいた内容もこの国民年金に関わる話だと思いますが、この4つはどうしてこの法律の中に特定されて、こういうふうに書かれたのですか。

○佐久間事務局長 これは少し前のものですので、その後、刑事施設での業務が追加になっていきます。これらの業務につきまして、法の特例が必要であるということがございますけれども、業務の内容はもともと公務員が実施するということが想定をされていて、権限行使にかなり近い部分を含んでいるといったようなこと。刑事施設の場合は、あるいは場合によって実力行使等々があり得ると。本当に実際に取り押さえたりするところまではやりませんが、それに関わり近い部分をやるといって、こういったものについて、民間事業者が安定的にしっかりと業務を受託できるということを明確にするために、こういった規定が置かれております。これらを総称して法特例というような呼び方をいたしております。

ですから、従来は官がやっていた業務を民間に出す際に、業務の性質に応じて特例が必要なものがあるということがございます。例えば以前は、常勤職員がいて警備や掃除をやっていたりということもあったわけですが、こういうものは何ら法的な措置なく民間に委託することは十分可能なわけでありましたが、そういうものばかりではなくて、こういった特例を設けた上で民間に委託すると。しかも、その場合にこの官民競争入札あるいは民間競争入札の枠組みを使った場合に適用されるということがございます。

○大塚副大臣 先生方は御存じであれば、私だけが不勉強で恐縮ですが、つまり今の説明は、この特定公共サービスと書かれているもので、しかも4つの業務が法律に明記されて、1つ追加されたというお話でしたが、本来は官がやるべきものなのだけれども、この4つないし5つの業務ですら、

この競争入札にかけて民間委託ができるかどうかを試してみろということで、盛り込まれたという理解でいいのですか。

○佐久間事務局長 試すということではなくて、官民競争で民間事業者が落とすことが想定される、あるいは民間競争にもう既に出して落札者、参入者は民間事業者だけであるということの想定です。

○大塚副大臣 なぜそんなことを聞いたかという、困難だけれどもやれという規定で設けられたのか。それとも本来、民間委託ができるはずだからがんばれということで設けられたのかによって、かなり意味が違ってきます。何を申し上げたいかという、今、榎谷先生のお話をお伺いして思ったのですけれども、意見を言う前にもう一つの確認の上、私なりの意見を申し上げたいのですが、これは業務を実際に入札にかけて、民間委託するに当たって、丸投げをしていたという表現が何か所も出てきますが、これは日本年金機構はRFP、Request For Proposalをしっかりと書いて提示をしていたのですか。その事実関係はいかがですか。

○山西参事官 19年度開始事業も20年度開始事業も当然ながら、こちらの委員会の方での議を経るという手続もございましたし、事務局の方でもチェックをしておりました。ただ、その内容といたしまして、結局契約に落とした段階で、業者が例えば戸別訪問をこれくらい行きますということが契約に書かれていない。そういう状況でございますから、今の段階でなかなか達成目標まで行かないときに、もっと戸別訪問をしてくださいといっても契約上の債務不履行とならないから、結局、業者の方はコストも考えるから、なかなか今の段階では戸別訪問はできないということを行っているという状況でございます。

○大塚副大臣 つまり私が何を申し上げたいかという、先ほど申し上げました、どちらの意味でこの5つの業務、とりわけこの国民年金保険料収納事業のものが盛り込まれたかにも若干影響はされるのですが、この業務を民間委託して、しっかり執行してもらわないといけない。だけれども、民間にやってもらうと少しは安くなるかもしれないということであるとすれば、最低限どういう業務パフォーマンスをしてくれということは、RFPで書くのが日本年金機構の経営者、つまり発注側の責任です。

私は例えばこの評価のところ、どちらかという民間事業者が安値入札をして、十分に業務を行わずに、確かに丸投げだったという表現は出てきているのですが、日本年金機構側が入札に当たって、しっかりとしたRFPの提示をやっていない。これは経営陣の責任であることも書くべきであって、そういうことを踏まえると、今日の冒頭の提案に戻るのですけれども、例えば今年度の基本方針の中に私が提示したスケルトンで言うと、過去のレビューの中で公共サービスの実施主体に望む基本姿勢とか、今年度の重点方針とか、今この国民年金保険料収納事業について中間報告まで来て、こういうふうになっているけれども、現状のままであれば、日本年金機構の経営陣のパフォーマンスについては重大な問題意識を持って勧告に臨まざるを得ないかもしれないとか、そういうことをこの基本方針の中に書くことが実はできるのです。

とりわけこの法律に明記をされた5つの業務は特に重要なわけですので、そのうちの1つなわけですから、一体この法律の中にどういう意図を持って、この年金の話が盛り込まれていて、そのことがわかって日本年金機構の経営陣は、そのトライアルに臨んでいるのかどうかをこの監理委員会や

事務局、我々も担当ですから、我々自身も明確に臨んで、場合によってはイエローカードをこの基本方針の中で提示をすることも可能だということです。

そのことによって、中間報告以降、勧告されては困るということで日本年金機構がねじを巻いて一生懸命RFPをつくるとか、RFPをしっかりつくってれば、そんなに安値入札はできないはずですから。そういうことをしっかり事務局として、監理委員会の先生方の御指示やサジェスションもいただきながら、ハンドリングをするということです。勿論、事務局だけではなくて、我々は自分で自分に言っているようなものですがけれども、そういうことを申し上げておきます。

○落合委員長 ありがとうございます。本田主査、どうぞ。

○本田委員長代理 今の大家副大臣のお話ですがけれども、こういう問題は冷静に考えないと、まさに契約ですから、勿論、金額はありますけれども、業務の質、一言で言うと納付率は幾らだとか、そういうことがあるわけです。そういうことを契約条件として、実はこの監理委員会では実施要項の承認をしているわけです。実施要項の中には、質の問題とかいろいろな問題があるわけです。

今回の評価で納付率がこういう状況である。そうすれば、今後どうするかということです。今は副大臣がおっしゃったような、機構の経営陣の責任がどうだとか云々の前に、先ほどの特定公共サービスの説明でやや違うと思うのは、まさに国の業務で公務員しかやれないとなると、公権力の行使だとかいうような議論にならないように、また、こういうことは特定公共サービスを入れていいよという解釈の疑義がないように、刑務所なども入るようになったわけですね。本来は一番公権力の行使みたいなのが入った。

だから、特定公共サービスは、今おっしゃったような大変複雑な問題からではなくて、そういうつまらない議論をしないでいいよということで入っただけの問題ですから、そうすると、まさにこの委員会で最終的には実施要項をつくる時に、契約情報の審査まで榎谷主査のところで行っていたわけですから、そういう意味では実施要項の中にどういうものを盛り込むかは監理委員会にも責任があるということを考えておかないといけない。民間事業者は納付率は幾らということ達成するために電話を使おうが何を使おうが、あらゆる知恵は民間事業者がその金額の中でやるべきであって、訪問員を何人置かなければいけないとか、そういうのは普通は考えられないこと。

ただし、納付率というのが達成できなかった場合に、どういうディスインセンティブをやるとか、またはうまく行ったときにインセンティブをやるか。これは当然考えなければいけませんけれども、まさに民間の創意工夫がある中で、工夫をしなさいということであって、訪問員を何名置かなければいけないとか、そういうことをやったら、ある意味では、これは何のための市場化テストかなという感じがしますので、大家副大臣は冒頭の話でおっしゃいましたけれども、私は今はこの案件で勧告がどうだとか何とかというようなことではないと思っております。

○落合委員長 どうぞ。

○大家副大臣 ありがとうございます。何せ不勉強なものですから、少しピントのずれたことを申し上げるかもしれませんが、確かにいきなりこれで勧告とか、そういうことはともかくとして、先ほど申し上げた基本方針は実は相当深く考えて書くべきものではないかということをお願いしたいというのが1点。

それと同時に本田委員長代理からおっしゃっていただいたように、実施要項をここもコミットしてつくっているとすれば、例えば今の訪問員の話とかは、確かに全く書くべきではないという考え方もありますけれども、例えばある業務をやるに当たって、最低限これだけのことはやってくださいということを書くというのは、普通は何か業務を委託する民間同士であったとしても、最低限のRFPを提示して、それに対して契約でそれを担保するというものですから、全く書けないわけでもないで、そうすると逆に丸投げだったという評価がそれでいいのかという話になってきますね。ここもコミットしてつくった実施要項に基づいて、日本年金機構がトライアルをしたということに対して、丸投げというような評価でいいのかどうか。今度はそちらに返って来たりしますね。

今日は私が不勉強で時間を延ばしていて恐縮ですが、今度は基本方針をきっちり書くに当たって、頭の整理をさせていただきたいという意味もあって、質問をさせていただいております。どうもありがとうございました。

○落合委員長 樫谷委員、どうぞ。

○樫谷委員 19年度も20年度も既に実施済みであります。それは小委員会で実施要項を承認して、本委員会でも承認していただいたという意味では、何の責任もあると言っているわけではありませんが、実は19年度のときも20年度のときも極めてデータが少ない。相当議論をして、ようやくデータが出てきても中途半端なデータが出てくるというような状況なので、このようなもので本当に民間事業者がまともな入札価格を出さなければいけない。見積りをしなければいけないわけです。アクションがわかれば、アクションに基づいてコストが出てきますから、それによって見積り額が出てくるわけです。

実はそのアクションの部分は何もないのです。確かにこれに任せておいたから、こういうことになったということが私はよくわかりました。何もやっていないということがよくわかって、結果もこうだったわけです。確かにそれは我々にも責任があり、私は小委員会の主査としても責任がありますが、そんなことを言ってもしょうがないので、多少責任を負ったとしても、とにかくこれとこれをやってくださいと逆に言わないといけないかと思っています。

感情論が入っているかもわかりませんが、ちょっと突っ込まないと、決して無責任というのではなくて、まじめで、現場には知恵があるはずですけども、現場の人と本当に激論をしているかという激論をしているふうでもないし、聞くところによると御担当が1人だけで御苦労されているということも聞いております。

○落合委員長 予定した時間が経過しており、更に議題が残っております関係上、申し訳ありませんけれども、特に発言したいということがなければ。

○前原委員 これは統計部会でも初期のころにあったのですけれども、アリバイづくり的なやり方。要するにどう考えても成功しないのではないかということ平気でやっているというケースがありました。我々民間だったら、成功事例をつくるために考えてスキームをつくりますけれども、それが欠けているケースがありました。今回もそれではないでしょうか。やる以上は最初から成功するように、きちんと段取りを付けてやらなければいけないですけども、完全に欠けていますね。

○落合委員長 これは中間報告であるということに意味があり、中間で評価し直して見て是正すべ

き点があったら、それを反映していくというために中間報告があるわけで、本日出されました副大臣を始めとする貴重な御意見を踏まえた上で、この中間報告に対して、委員会として、どういう対応をしていくかについて更に検討をしまして、適切な収納率を上げるようなことが実現できるような形で対応していくということにしたいと思います。

これで公開の審議は終わりました、残りました議題は公共サービス改革基本方針改定案についての審議です。これは非公開の審議になりますので、傍聴者の方は御退席をお願いしたいと思います。